

龍ヶ崎市農業者等物価高騰対策支援金交付要綱

令和8年5月7日
告示第112号

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている農業者を支援するため、予算の範囲内において龍ヶ崎市農業者等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者は、市内において農業経営（耕作、養畜又は養蚕（これらに付随するものを含む。）を行っていることをいう。以下同じ）を行っている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人事業者（以下「個人事業者」）という。又は市内に主たる事業所を置く法人（以下「法人」という。）であって、自ら農畜産物を生産し、かつ、当該農畜産物の令和7年分の販売金額が50万円以上のもの。ただし、法人にあつては、決算が済んでいる直近の事業年度とする。
- (2) 支援金の交付を受けた後も市内において農業経営を継続する意思を有する者

(交付対象とならない者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としない。

- (1) 龍ヶ崎市事業者等物価高騰対策支援金交付要綱（令和8年龍ヶ崎市告示第111号）に基づく交付対象者。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員又は暴力団の統制の下にある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める者

(交付額等)

第4条 支援金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 個人事業者 3万円
- (2) 法人 6万円

2 支援金の交付は、一の個人事業者又は法人につき1回限りとする。

(交付の申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年9月30日までに、龍ヶ崎市農業者等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書【個人用】（様式第1号）又は龍ヶ崎市農業者等物価高騰対策支援金交付申請

書兼請求書【法人用】(様式第2号)に、誓約書(様式第3号)その他関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付の申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、龍ヶ崎市農業者等物価高騰対策支援金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するとともに、当該申請に係る交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(実績報告に関する特例)

第7条 規則第12条の規定にかかわらず、支援金の交付に係る実績報告書は、省略するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、申請者が第6条の規定により支援金の交付の決定を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、既に支援金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金を交付することを不相当と認める事実があったとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
(失効後の経過措置)
- 3 この告示の失効の日以前に支援金の交付の決定を受けた者に係る第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。